

製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サーコバック）

（1）主成分

不活化 PK15 細胞培養豚サーコウイルス 2 型 1010-25 株

（2）対象動物

豚

（3）用法及び用量

液状ワクチン及びアジュバントのバイアルをそれぞれよく混和し、液状ワクチン全量をアジュバントバイアルに注入した後、泡立てない程度にゆっくり 10 回程度転倒混和し、下記の量を豚の耳根部後方の頸部筋肉内に注射する。産歴のある妊娠豚（淘汰が予定される最終分娩時及びその前の分娩時の妊娠豚を除く）に、1 回 2mL を 3 ～ 4 週間隔で 2 回注射する。ただし、2 回目の注射は分娩予定日の 2 ～ 4 週間前に行う。

次回以降の繁殖時に行う補強注射は、2mL をその分娩予定日の 2 ～ 4 週間前に 1 回行う。

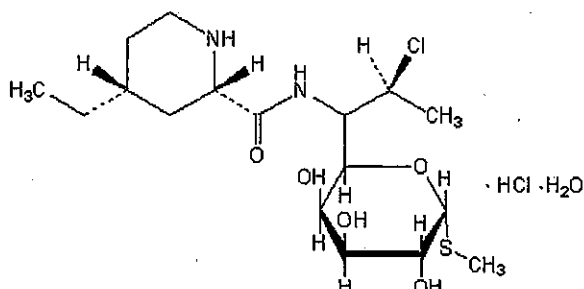
（4）効能又は効果

母豚への投与後、子豚における受動免疫による豚サーコウイルス 2 型感染に伴うリンパ組織における病変の軽減ならびに豚サーコウイルス 2 型に起因する斃死率及び臨床徴候の軽減

2 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）

（1）主成分

塩酸ピルリマイシン



（塩酸ピルリマイシン一水和物）

（2）対象動物

牛

（3）用法及び用量

1日1回1分房当たり1容器を2日間注射する。

(4) 効能又は効果

〔有効菌種〕

本剤感受性のブドウ球菌、レンサ球菌

〔適応症〕

牛：泌乳期の乳房炎

食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）